3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年４月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 27 年６月 12 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成27年５月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大和ライフネクスト株式会社　渡邉　好則　東京都港区赤坂５－１－33　国土交通大臣許可（般・特－24）第13175号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年４月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 27 年６月 12 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成27年５月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サンウエーブリビングデザイン株式会社　大迫　博勝　東京都新宿区若松町31－４　国土交通大臣許可（般－25）第22913号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年４月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 27 年６月 12 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成27年５月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新神戸電機株式会社　辻　　裕貴　東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー　国土交通大臣許可（般－23）第6617号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年４月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 27 年６月 12 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成27年５月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エレテクノス　五味　宏之　東京都足立区中川４－16－29　国土交通大臣許可（般－23）第21819号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年４月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 27 年６月 12 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成27年５月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　櫻井工業株式会社　北村　一郎　東京都江東区深川２－８－19　国土交通大臣許可（般・特－24）第2019号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５８１号
広島市佐伯区八幡東２丁目15番22号
債務者　加藤　孝徳
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩元　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６６号
広島市西区打越町４番13―105号
債務者　竹田　秀暁
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長場　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８４号
兵庫県姫路市打越1311番地１、従前の住所兵庫県姫路市御立西５丁目15番12号
債務者　中嶋建設こと　中嶋　竜市
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５２号
愛媛県松山市北斎院町32番地35
債務者　関谷　健三
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１１号
福岡市中央区清川３丁目12番１号
債務者　岡村　健二
1　決定年月日時　平成27年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨山　　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月17日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部